

公益社団法人島根県水産振興協会水産振興助成金交付要綱

第1条 公益社団法人島根県水産振興協会（以下「この法人」という。）は、この法人の定款第4条第1項第3号から第6号に規定する事業に対する助成率、又は助成額については水産振興助成事業実施規程第4条の規定により、この要綱の定めるところによる。

第2条 この法人が助成する定款第4条第1項第3号から第6号に規定する事業は、次のとおりとする。

- (1) 栽培漁業の推進及び普及に関する事業
- (2) 漁場環境及び水産資源の保全に関する事業
- (3) 水産業の担い手となる感性豊かな次世代の育成に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3条 この法人は前条に規定する事業を助成する場合は、予算の範囲内において事業費の2分の1を超えない額を交付するものとする。

- 2 前項の規定はその事業が、国、県、及び地方公共団体の補助事業のときは、補助額を差し引いた助成事業者負担経費を事業費とみなすものとする。
- 3 特別な事情により第1項の規定により難しいときは、理事会の承認を得て助成率を変更することができる。

第4条 前条の規定にかかわらず次に掲げる事業については、助成率または助成額を別に定めることができる。

- (1) 水産業の担い手となる感性豊かな次世代の育成に関する事業
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第5条 助成金の交付を受けようとする者は助成事業実施規程第5条の規定により助成金交付申請書を提出しなければならない。

第6条 助成事業者は助成金交付決定後、事業実施にあたって、特に必要があるときは助成事業実施規程第12条のただし書の規定により、概算払いを請求できるものとする。

- 2 概算払いを受けようとするときは別紙様式（様式第1号）により概算払請求書を提出しなければならない。
- 3 第1項の概算払いの請求ができる額は助成金交付申請額の10分の6以内とする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

第7条 助成事業実施規程第10条に規定する実績報告書は助成事業が完了したときは完了の日から30日以内に会長に提出しなければならない。

第8条 この要綱に定めのない事項は、会長が別に定める。

附 則

1. この要綱は平成24年4月1日から施行する。
2. この要綱は平成30年4月1日から施行する。

(様式第1号)

第 号
令和 年 月 日

公益社団法人島根県水産振興協会
会長 殿

所在地
名称
代表者氏名 印

令和 年度 事業助成金概算払請求書

令和 年 月 日付島水振協発第 号で助成金交付決定のあった事業について下記理由により概算払いを頂けるよう申請いたします。

尚、あわせて助成金概算払 円を請求いたします。

記

1, 概算払を必要とする理由

2, 交付決定された助成金額 円